

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 56 年 3 月まで

私は会社を退職した後、A市の窓口で年金相談のため父と出向いた。担当者から、「今すぐに国民年金に加入するように。」と言われ、その場で国民年金に加入し、年金手帳の交付を受け、厚生年金保険被保険者期間の手帳と併せて2冊になった。

申立期間の国民年金保険料は、父が銀行かA市の窓口で納付したと思う。私がA市でアルバイトを始めた昭和 57 年 2 月頃からは、自分で保険料を納付した。

申立期間を含め当時の領収書は残っておらず、納付してくれた父も既に死亡しているが、申立期間の国民年金保険料について、間違いなく父が納付していたはずなので、申立期間における保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職した後、父と一緒にA市に出向き、市の担当者から、『今すぐ国民年金に加入するように。』と言われ、その場で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された前後の任意加入被保険者への払出日により、昭和 56 年 3 月上旬から同年 4 月上旬頃と推認できる上、年金手帳の「はじめて被保険者となった日」欄に 55 年 5 月 28 日と記載されて

いることから、国民年金手帳記号番号払出時点では、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は現年度納付が可能であった。

また、申立人は、当時、父親が、「お前は仕事を辞めてお金が無いだろうから、今回は私が払ってやる。」と言っていたことを鮮明に記憶しているところ、申立人のA市における国民健康保険の加入記録を見ると、昭和56年4月11日に加入届出の手続が行われ、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失した55年5月28日に遡って国民健康保険の資格取得が行われていることから、国民健康保険の加入手続と同時期に国民年金の資格取得手続が行われたものと推認でき、当該手続時点において現年度納付が可能であった申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和52年11月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立期間②について、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社（現在は、B社）E営業所における資格喪失日に係る記録を昭和53年7月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年9月16日から同年11月1日まで
② 昭和53年6月30日から同年7月1日まで

A社C営業所より、新規にD社E営業所を開設するため、昭和52年9月に転勤した。同年11月に開所式を行った覚えがあるが、同年9月16日から同年11月1日まで、厚生年金保険に空白期間がある。

また、D社E営業所からF社へ昭和53年7月1日に出向した。同年6月末までD社E営業所で勤務していたが、同年6月30日から同年7月1日まで、厚生年金保険に空白期間がある。

前記の事業所は、会社名が変わっているが、現在まで同じ会社に勤務しており、会社からも在職証明をもらえると思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述、B社作成の在職証明書、個人台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社C営業所からD社E営業所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述した申立人の個人台帳において、申立人が昭和52年9月1日にA社C営業所からD社E営業所に異動となっているものの、同社同営業所は、同年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立人と一緒に異動した元同僚は、「申立期間①当時は、A社C営業所から給与が支給されていた。」と供述している上、当該同僚の厚生年金保険の加入記録は、同年11月1日にA社C営業所からD社E営業所へ異動した記録となっていることから、申立人においても、同社同営業所が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間は、A社C営業所において被保険者資格を継続すべきものであったと考えられ、同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和52年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、B社作成の在職証明書及び個人台帳から判断すると、申立人がD社グループに継続して勤務し（D社E営業所から関連会社であるF社に異動（出向））、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述した申立人の個人台帳において、申立人が昭和53年6月10日にD社E営業所からF社に異動となっているものの、D社等から出向していた者の厚生年金保険の加入記録から、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和53年5月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行に

については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和 53 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録する特段の事情もうかがわれないことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和31年3月15日から平成9年5月31日まで、A社に継続して勤務していた。昭和36年4月30日に同社D支店E出張所から同社C支店に異動したので、C支店における資格取得日を、同年5月1日から同年4月30日に修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事発令通達の写し及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和36年4月30日に同社D支店E出張所から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和36年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、「D支店からC支店への異動発令が昭和36年4月30日となっていることから、正しい手続は、C支店で同年4月30日の資格取得の手続がなされるべきだったが、当時のC支店の事務担当者の錯誤によるものと考えられる。」と回答している上、同支店に係る健康保険厚生年金保険

事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格取得日が同年4月30日から同年5月1日に訂正処理されていることが確認できることから、事業主が同年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

青森国民年金 事案 634 (事案 223 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 2 月まで

私の亡き父が、国民年金の加入手続を行い、納税組合を通して国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

年金手帳に被保険者となった日、昭和 36 年 3 月 23 日、被保険者の種別、強に○印、被保険者でなくなった日、40 年 3 月 1 日と記載されているのに、その期間が未納となっている。

私の父は、A社に勤務していた。そのような環境の中で未納は考えられないので、徹底した調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立人の亡き父親が国民年金加入手続を行い、納税組合を通して申立人の父親が国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立期間は 47 か月と長期間である上、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 2 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たに、国民年金保険料の納付について証言をいただける方として姉の名前を挙げているが、その姉は、申立期間当時はB県に在住しており、申立人の保険料の納付に関する具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料が未納となっていることについて、どうしても納得できないとして再申立てを行っているものの、申立人から新たな資料の提出は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から45年3月まで

社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できない旨回答を受けた。

私は、昭和41年4月から45年3月までA県B市に住んでおり、C社で働きながら、夜間はD学校で勉強し、E免許を取得した後は、C社でE業務従事者として勤務していた。

私が20歳になった頃、実家(F県G市)の家族が私の就職等を心配し、姉が両親に国民年金の加入を勧め、父が社会保険事務所で加入手続をしたと聞いている。また、当時の国民年金手帳は紛失してしまったが、父が私の国民年金保険料を納付していたことを母と姉が覚えており、それにもかかわらず、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になった頃、父がG社会保険事務所で、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと聞いている。」と主張しているものの、申立人の改製原附票により、申立人は、昭和41年4月4日から45年4月1日までA県B市に住所を定めていたことが確認できることから、申立人の父親が、F県G市において、申立人に係る国民年金の加入手続を行うことはできなかったものと推認される。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年5月21日以降に払い出され、20歳に到達した43年*月*日に遡及して国民年金被保険者資格を取得(平成20年2月22日記録訂正により、昭和45年4月1日に変更)していることが確認できるところ、その払出時点では、申立期間

のうち、43年1月から同年3月までの期間は、既に時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人の保険料を納付したとする申立人の父親は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間当時に住所を定めていたB市を管轄するB年金事務所に照会したところ、「申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳は無い。」と回答している。

加えて、申立人の国民年金保険料の納付について、申立人の姉は、「父が保険料を納付したのは間違いないが、はっきりとは分からない。」と証言しており、申立人の母親は高齢で聴取が困難であることから申立内容を裏付ける具体的な証言を得ることはできなかった。

その上、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

20歳になる昭和49年*月頃に、私の夫がA市役所B支所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、夫が納付書で夫婦二人分の保険料をB支所に納付していた。それにもかかわらず、私の夫が納付済みでありながら、私の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和49年*月頃に、私の夫がA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料をB支所に納付していた。」と主張しているものの、A市の国民年金被保険者名簿により、「処理年月日 51年3月8日」、「納付書打出 50年4月」と記載されているところ、当該記録について、A市は、「申立人の国民年金被保険者資格取得に係る届出が51年3月に行われ、同月8日に国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金手帳交付及び昭和50年度分の納付書の発行を行ったことである。」と回答していることから、申立人は、51年3月に国民年金の加入手続を行い、B支所で現年度納付が可能であった50年4月から51年3月までの保険料を同年4月26日に一括納付していることが確認できる上、申立人が保険料を一緒に納付したとする申立人の夫は50年4月から51年3月までの保険料を3か月ごとに、申立人の納付日とは異なる日に納付していることが確認でき、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする夫は、「B支所以外で保険料を納付した記憶は無い。」と述べているところ、当該前記の国民年金加入手続時点では、申立人の申立期間の保険料を納付するには過年

度納付によることとなるものの、B支所では過年度保険料を納付できないことから、申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は確認できない。

このほか、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年2月7日から同年12月8日まで
② 昭和22年6月から23年7月1日まで
③ 昭和23年12月1日から同年12月23日まで

申立期間①について、A社に係る厚生年金保険被保険者記号番号は脱退手当金を支給しているとのことであるが、私は脱退手当金をもらっていない上、脱退できることすら分からない年頃である。会社に勤務すれば天引きされるものとしか分からなかった。発行された年金手帳は、大火で焼失した。

申立期間②について、昭和22年6月中頃、B県C地内のD社へ正社員として入社した。20日間勤務して、E社（現在は、F社）G事務所に身分が切替えられ、厚生年金保険被保険者証を発行された。資格取得は同年7月1日であり、厚生年金期間照会では23年7月1日というが納得できない。H社会保険事務所（当時）には再三期間照会し、21年が過ぎた。厚生年金保険被保険者証（再交付）があるのにどうしてかと思う。

申立期間③について、私はE社G事務所に引き続き勤務した。

申立期間①から③まで厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人のA社に係るオンライン記録は、「基礎年金番号*、昭和20年2月7日資格取得、同年12月8日資格喪失、21年12

月 18 日脱退手当金支給」とされているところ、厚生年金保険被保険者台帳の記載と一致しているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、当時の脱退手当金の支給要件に合致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、現在の日本年金機構 I 事務センターでは、J 社会保険事務所（当時）の脱退手当金支給業務について、「不明。保存期間経過のため、参考資料は添付できない。」と回答している上、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、当該事業所で申立人の前後に被保険者資格を取得している従業員 100 人のうち脱退手当金の支給記録のある男性一人から、申立人の申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。
2 申立期間②について、D 社は厚生年金保険の適用事業所として確認できないほか、同事業所の類似社名である K 社 L 支店は、昭和 23 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所でない。

また、E 社 G 事務所は昭和 23 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、申立人の当該事業所に係るオンライン記録の厚生年金保険資格取得日は、同年 7 月 1 日となっており、厚生年金保険被保険者台帳及び被保険者名簿と一致している。

さらに、申立期間②当時の同僚について、申立人は、「証言できる者はいない。」と述べている上、E 社 G 事務所で申立人の前後に被保険者資格を取得している従業員 126 人のうち連絡の取れた 4 人からは、申立人の勤務実態等について供述を得ることができなかった。

加えて、K 社 L 支店及び F 社に照会したが、申立人の申立内容を裏付ける関連資料及び回答を得ることはできなかった。

なお、申立人の E 社 G 事務所に係る厚生年金保険被保険者証に「昭和 22 年 7 月 1 日資格取得」と記載されているものの、当該事業所の被保険者名簿、厚生年金保険被保険者証記号番号払出簿及び H 年金事務所の回答により、当時の B 県が申立人の当該厚生年金保険被保険者証を再交付するに当たって、資格取得日を誤記したものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人のE社G事務所に係るオンライン記録の厚生年金保険資格喪失日は、昭和23年12月1日とされているところ、当該記録は厚生年金保険被保険者台帳及び被保険者名簿と一致している。

また、当該事業所の被保険者名簿を見ると、申立人の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員126人において、昭和23年12月1日に資格喪失している者は27人（申立人を含む。）確認できるものの、同年12月23日に資格喪失している者は無い上、当該126人のうち連絡の取れた4人からは、申立人の勤務実態等について供述が得られなかった。

さらに、K社L支店及びF社に照会したが、申立人の申立内容を裏付ける関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から37年5月1日まで

A社の勤務期間は、昭和36年4月1日から37年5月31日までで、知人の紹介で入社した。国民年金はずっと納付してきたが、社会保険事務所（当時）から厚生年金保険加入期間と見なされ国民年金保険料を還付されたことがある。同社の勤務期間に空白があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間頃にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和36年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年4月1日から同年5月31日までは厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できるほか、60年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、平成14年12月に解散している上、当時の事業主及び総務担当課長は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について、関連資料及び証言を得ることはできない。

また、申立人が名前を挙げた元同僚二人は、「申立人は勤務していたが、勤務期間等とははっきりとは分からない。」と証言している上、申立期間に近接して厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員二人は、「申立人は知らない。」と供述しているほか、申立人と同様に昭和37年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員8人のうち7人は、「申立人の名前に記憶は無い。」と供述し、他の一人は、「申立人は知っているが、勤務期間までは分からない。」と述べており、申立人の申立期間におけ

る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、上述の元従業員8人のうち、一人は、「見習期間みたいなものがあり、正社員になった時から厚生年金保険に加入させてもらった。」と供述し、他の二人は、「臨時社員として入社し、正社員となった時から、厚生年金保険に加入させてもらったと思う。当時、厚生年金保険に入っている人といない人がいた。臨時の人は入っていなかったと思う。」と供述していることから、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月から 4 年 5 月まで

私は、平成 3 年 5 月から 4 年 5 月まで A 社(現在は、B 社)に勤めていたが、ねんきん特別便で年金記録が無いことを知った。一緒に働いていた同僚が厚生年金保険に加入記録があるにもかかわらず、私の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が平成 3 年 5 月 11 日から 4 年 5 月 31 日まで、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間当時における申立人の勤務実態等について、現在の事業主は、「当時の人事管理記録は廃棄処分のため確認できない。厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険料の納付については不明である。」と回答しており、関連資料を得ることはできなかった。

また、申立人が元同僚として名前を挙げた二人のうち一人は、「私は申立人と仕事の内容は同じであったが、申立人の厚生年金保険の加入については分からない。」としている上、申立期間当時の工場長は、「A 社に勤務していた従業員の全てが厚生年金保険に加入していたわけではなかった気がする。」と供述しているほか、同社の当時の給与事務担当者に照会したが、回答を得ることはできず、申立内容を裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間において、申立人の夫の健康保険の被扶養者となっている上、国民年金第三号被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から 5 年 6 月 1 日まで

申立期間について、厚生年金保険に加入してから辞めるまでの期間の標準報酬月額が 15 万円となっていた。自分では、A社B店（現在は、C社D店）に勤務し、平成 2 年 4 月からの給料の総支給額が月額 16 万 3,000 円（基本給 15 万円＋交通費 1 万円＋ベースアップ 3,000 円）、4 年 4 月から辞めるまでの給料の総支給額が月額 17 万 3,000 円（基本給 16 万円＋交通費 1 万円＋ベースアップ 3,000 円）と記憶しているので、標準報酬月額は 15 万円よりも高いはずである。納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、「平成 2 年 4 月からの給料の総支給額は 16 万 3,000 円、4 年 4 月から退職時までは 17 万 3,000 円となっていたはずであり、標準報酬月額が低いことに納得できない。」と申し立てている。

しかしながら、申立人が提出した公共職業安定所の雇用保険受給資格者証を見ると、賃金日額が 5,211 円と記載されていることから、平成 5 年 5 月 31 日の離職日前 6 か月間の平均給与月額（申立人が完全月給制であったと供述していることから、雇用保険法第 17 条第 1 項により賃金日額に 180 を乗じて得た額を 6 か月で除して算出）は 15 万 6,330 円と推認され、この平均給与月額は、申立期間のうち、申立人の主張する 4 年 12 月から 5 年 5 月までの給与月額 17 万 3,000 円と相違する。

また、申立人は給与明細書等の厚生年金保険料控除額が確認できる資料

を保有していない上、現在の事業主は、「当時の資料は破棄しているため、不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚3人のうち二人は、「申立人のことは知っている。自分が事業主から支給されていた給与額について、はっきり覚えてはいないが、自分の厚生年金保険の記録について特に疑問に思ったことはなかった。」としている。

加えて、申立人の標準報酬月額の記録は、遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月27日から同年7月15日まで
② 昭和41年4月15日から同年5月1日まで
③ 昭和41年6月30日から同年7月10日まで
④ 昭和42年6月30日から同年7月6日まで
⑤ 昭和44年4月1日から同年4月15日まで
⑥ 昭和44年6月28日から同年7月1日まで

私は申立期間について、水産庁の操業許可を受けた漁船に乗組み、A業務に従事した記憶がある。

申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が昭和40年4月1日から同年6月26日までB丸に乗船していたことは、申立人のB丸における船員保険被保険者記録から確認できる。

しかしながら、B丸の船舶所有者は既に死亡している上、事業を廃業しており、船舶所有者の家族に照会したが、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び船員保険の取扱いについて関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、B丸において船員保険被保険者記録が確認できる乗組員17人は、申立人と同様に昭和40年4月1日に資格取得し、同年6月27日に資格喪失していることが確認できる上、連絡の取れた一人は、「申立人の名前や船員保険の取扱いについては覚えていない。」と供述している。

申立期間②及び③について、申立人が昭和41年5月1日から同年6月29日までC丸に乗船していたことは、申立人のC丸における船員保険被保険者記録から確認できる。

しかしながら、C丸が所属していたD協同組合は、「C丸の船舶所有者は独り暮らしであった。現在は連絡が取れず、所在は不明である。当時の資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間②及び③に係る勤務実態及び船員保険の取扱いについて関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、C丸において船員保険被保険者記録が確認できる乗組員 15 人は、申立人と同様に昭和 41 年 5 月 1 日に資格取得し、同年 6 月 30 日に資格喪失していることが確認できる上、連絡の取れた二人は、「申立人の名前に記憶は無い。私が乗船した船舶はC丸であった。申立人の主張するE丸という船に記憶は無い。」と供述している。

申立期間④について、申立人が昭和 42 年 5 月 1 日から同年 6 月 29 日までF丸に乗船していたことは、申立人のF丸における船員保険被保険者記録から確認できる。

しかしながら、F丸が所属していたG協同組合は、「F丸の船舶所有者は既に死亡し、事業も廃業している。当時の資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間④に係る勤務実態及び船員保険の取扱いについて関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、F丸において船員保険被保険者記録が確認できる乗組員 16 人は、申立人と同様に昭和 42 年 5 月 1 日に資格取得し、同年 6 月 30 日に資格喪失していることが確認できる上、連絡の取れた一人は、「申立人は知っているが、乗船期間までは分からない。船員保険の取扱いについても分からない。船員手帳には、船舶名はF丸と記載されている。申立人の主張するE丸という船に記憶は無い。」と供述している。

申立期間⑤及び⑥について、申立人が昭和 44 年 4 月 15 日から同年 6 月 27 日までH丸に乗船していたことは、申立人のH丸における船員保険被保険者記録及び船員手帳から確認できる。

しかしながら、H丸の船舶所有者は既に死亡している上、事業を廃業しており、船舶所有者の家族に照会したが、申立人の申立期間⑤及び⑥に係る勤務実態及び船員保険の取扱いについて関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、H丸において船員保険被保険者記録が確認できる乗組員 11 人は、申立人と同様に昭和 44 年 4 月 15 日に資格取得し、同年 6 月 28 日に資格喪失していることが確認できる上、連絡の取れた一人は、「申立人は知っている。私のH丸の勤務期間と船員保険記録は合っている。」と供述している。

このほか、申立人の全ての申立期間における船員保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。